

松本市＜献血・献眼・献腎＞三献運動推進協議会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、松本市＜献血・献眼・献腎＞三献運動推進協議会（以下「協議会」という。）といい、事務局を松本市役所内に置く。

(目的)

第 2 条 協議会は、松本市が目指す三献運動推進都市の実現のため、献血・献眼・献腎の三献思想の普及・向上に努め、もって健全な血液、角膜及び腎臓等の提供促進を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 三献思想の普及・向上のための啓発活動
- (2) 協力・ボランティア団体の育成及び若年層対策活動
- (3) 登録制度の推進活動
- (4) 功労者の表彰
- (5) その他必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 産業経済労働関係団体の代表者
- (3) 福祉教育関係団体の代表者
- (4) 職能関係団体の代表者
- (5) ライオンズクラブの代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 松本市職員

(役員等)

第 5 条 協議会に次の役員等を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 人
- (5) 幹 事 若干名

2 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第 6 条 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事は、第4条に規定する者をもって充てる。
- (3) 監事は、関係団体の役員の中から総会で選任する。
- (4) 幹事は、関係団体及び行政機関の役職員をもって充てる。

(任期)

第7条 役員任期は2年とし、4月1日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、事業の企画及び推進にあたる。

4 幹事は、事業を実施する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とし、必要に応じて会長が招集し議長となる。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会は、理事、監事及び幹事が出席し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること
- (3) 会則の改正に関すること
- (4) その他協議会の運営に関すること

4 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する議案に関すること
- (2) その他事業の実施に関すること

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って別に定めるものとする。

附則

- (1) この会則は、平成9年12月21日から施行する。
- (2) この会則は、平成11年7月2日から施行する。